第一条第三項中「第十一条まで」を「第十二条まで」に、「又は「従属業務」を「、「従属業務」又は「金融関連業務」に、「又は従属業務」を「、従属業務又は金融関連業務」に改める。

第二条第一項中「主として」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「第五条まで」を「第六条まで」に改め、「百分の五十」の下に「（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十。第六条において同じ。）」を加え、同条第二項中「主として」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第三条から第六条までの規定中「主として」を削る。

第七条第一項中「主として」を削り、「第十一条まで」を「第十二条まで」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「第十条まで」を「第十二条まで」に改め、「百分の五十」の下に「（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十。第十二条において同じ。）」を加え、同条第二項中「主として」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第八条から第十条までの規定中「主として」を削る。

第十一条中「主として」を削り、同条を第十二条とする。

第十条の次に次の一条を加える。

（長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する金融関連業務を営む会社の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準）

第十一条　長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する金融関連業務（規則第五条の八各号に掲げる業務に限る。以下この条において同じ。）を営む会社のために従属業務を営む会社が、当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、各事業年度において、それぞれの業務につき、当該長期信用銀行持株会社の子会社である金融関連業務を営む一の会社（規則第五条の六第三項第二号に掲げる業務については、当該会社に属する法人の役職員を含む。以下この条において同じ。）及び当該会社の営む金融関連業務と同一の種類の金融関連業務を営む会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らないこととする。

（信用金庫の従属業務を営む会社が主として信用金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件の一部改正）

第十五条　信用金庫の従属業務を営む会社が主として信用金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件（平成十四年金融庁告示第四十号）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

信用金庫法第五十四条の二十一第八項及び第五十四条の二十三第十項の規定並びに信用金庫法施行規則第七十条第一項第一号、第二項第二号及び第十二項ただし書の規定に基づき従属業務を営む会社が信用金庫若しくは信用金庫連合会又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかについて金融庁長官が定める基準

第二条第一項中「主として」を削り、同項第一号中「百分の五十」の下に「（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十。次条第一項第一号において同じ。）」を加え、同条第二項中「主として」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第三条中「主として」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第四条から第六条までの規定中「主として」を削る。

第七条中「主として」を削り、「百分の五十」の下に「（規則第六十四条第一項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十）」を加える。

（信用協同組合の従属業務を営む会社が主として信用協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件の一部改正）

第十六条　信用協同組合の従属業務を営む会社が主として信用協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件（平成十四年金融庁告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

協同組合による金融事業に関する法律第四条の二第八項及び第四条の四第七項の規定並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十条第一項第一号、第二項第二号及び第十二項ただし書の規定に基づき従属業務を営む会社が信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかについて金融庁長官が定める基準

第二条第一項中「主として」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「百分の五十」の下に「（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十。次条第一項第一号及び第七条において同じ。）」を加え、同条第二項中「主として」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第三条中「主として」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第四条から第七条までの規定中「主として」を削る。

（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部改正）

第十七条　信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十六号を次のように改める。

二十六　独立行政法人労働者健康安全機構

（銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件の一部改正）

第十八条　銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件（平成十八年金融庁告示第九十二号）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

銀行法施行規則第十三条の六の四第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等

第一条及び第二条中「第十三条の六の四第一号イ」を「第十三条の六の四第一号イ」に改める。

（信用金庫法施行規則第百八条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件の一部改正）

第十九条　信用金庫法施行規則第百八条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件（平成十八年金融庁告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

信用金庫法施行規則第百八条第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等

第一条及び第二条中「第百八条」を「第百八条第一号イ」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十五条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者を定める件の一部改正）

第二十条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十五条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者を定める件（平成十八年金融庁告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十五条第一号イの規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の金融庁長官が別に定める者等

第一条及び第二条中「第四十五条」を「第四十五条第一号イ」に改める。